

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年2月4日(2016.2.4)

【公表番号】特表2015-500123(P2015-500123A)

【公表日】平成27年1月5日(2015.1.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-001

【出願番号】特願2014-546709(P2014-546709)

【国際特許分類】

B 26 B 19/14 (2006.01)

【F I】

B 26 B	19/14	E
B 26 B	19/14	J
B 26 B	19/14	H

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月10日(2015.12.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

各直立脚部が、前記直立脚部の運動方向に対してカッター角度で角度を持った順方向面と、刃先において前記順方向面と交差する上方向面とを有する遠位部分で終端する複数の前記直立脚部を担持する支持部材であって、回転軸を有する当該支持部材を含む、ロータリーシェーバーのためのカッターであって、前記上方向面は、前記ロータリーシェーバーのキャップのシェービングトラックの凹状の内面との係合のために前記運動方向に垂直な平面において凸状であるカッターにおいて、前記順方向面の少なくとも上部分は、前記刃先を含み、前記回転軸に垂直な平面において凹状であり、前記刃先は、前記回転軸に平行な平面にある、カッター。

【請求項2】

前記刃先は、前記回転軸に対して半径方向平面に延伸する、請求項1に記載のカッター。

【請求項3】

前記カッター角度は、前記運動方向に対して35°～70°の間であり、好ましくは40°～50°の間である、請求項1又は2に記載のカッター。

【請求項4】

前記凸状の上方向面は、第1の半径Rを有する円柱面であり、前記凹状の順方向面は、第2の半径rであって、rは、 $R = r \cdot \cos \theta$ となるような前記カッター角度θに依存して選択される当該半径rを有する円柱面である、請求項1乃至3のいずれか一項に記載のカッター。

【請求項5】

請求項1乃至4のいずれか一項に記載のカッターと、キャップとを含み、前記キャップは、前記カッターの遠位部分の前記凸状の上方向面による係合のための凹状の内面と切断される毛髪の通路のための複数のスロットとを有するシェービングトラックを含む、ロータリーシェーバーのためのカッターユニット。

【請求項6】

前記シェービングトラックは、ドーム形の上面を有する、請求項5に記載のカッターユ

ニット。

【請求項 7】

前記刃先及び少なくとも 1 つの前記スロットの切断面は、せん断角度で互いに対して角度を持ち、前記せん断角度は、前記少なくとも 1 つの前記スロットの半径範囲にわたって一定である、請求項 5 又は 6 に記載のカッターユニット。

【請求項 8】

前記スロットは、前記回転軸に対して半径方向に角度がつけられている、請求項 5 乃至 7 のいずれか一項に記載のカッターユニット。

【請求項 9】

前記スロットは直線であり、各スロットは、前記回転軸に平行な平面にある、請求項 5 乃至 8 のいずれか一項に記載のカッターユニット。

【請求項 10】

前記凹状の内面は、環状体の形状に従い、部分的に円形の断面を有する、請求項 5 乃至 9 のいずれか一項に記載のカッターユニット。

【請求項 11】

前記キャップは、複数の同心のシェーピングトラックを有する、請求項 5 乃至 10 のいずれか一項に記載のカッターユニット。

【請求項 12】

請求項 5 乃至 11 のいずれか一項に記載の 1 つ以上のカッターユニットと、前記 1 つ以上のカッターユニットの前記カッターの回転を生じさせる駆動ユニットとを含むシェーバー。

【請求項 13】

2 つのカッターユニットを含む、請求項 12 に記載のシェーバー。

【請求項 14】

正三角形の頂点に配置された 3 つのカッターユニットを含む、請求項 12 に記載のシェーバー。